

役員等の報酬についての規程

社会福祉法人くわの実会

(定義)

- 1 この規程は理事、監事及び評議員が法人の業務に従事したときの交通費、宿泊費、報酬について定めるものである。

(交通費)

- 2 くわの実保育園旅費規程を適用する。

(宿泊費)

- 3 くわの実保育園旅費規程を適用する。

(報酬)

- 4 理事長の報酬1時間の単価は、くわの実保育園給与規程給与表(1-15)÷22日÷8時間から算定した金額とし、十の桁を四捨五入した金額とする。
- 5 理事の報酬1時間の単価は、くわの実保育園給与規程給与表(3-15)÷22日÷8時間から算定した金額とし、十の桁を四捨五入した金額とする。
- 6 監事の報酬1時間の単価は、くわの実保育園給与規程給与表(2-15)÷22日÷8時間から算定した金額とし、十の桁を四捨五入した金額とする。
- 7 評議員の報酬1時間の単価は、くわの実保育園給与規程給与表(3-15)÷22日÷8時間から算定した金額とし、十の桁を四捨五入した金額とする。
- 8 評議員選任解任委員会の報酬1時間の単価は、くわの実保育園給与規程給与表(3-15)÷22日÷8時間から算定した金額とし、十の桁を四捨五入した金額とする。

(この規程の適用)

- 9 この規程の適用は、理事長の職務従事命令があった場合とする。

(勤務命令簿)

- 10 理事長の職務従事命令があった場合、勤務命令簿に記入するものとする。

(定例会議等の日当)

- 11 理事会、評議員会、評議員選任解任委員会等の定例的な会議に出席した場合は日額報酬5,000円を支給するものとし、前項4から10までの規定は適用しない。

この規程は2017.4.1から施行する。

附則

評議員選任解任委員会にあっては最初の会議が開催された日まで遡及して適用する。